

危機管理マニュアル



事件・事故発生

- ・生徒の安全確保、生命の維持最優先
- ・冷静で的確な判断と指示
- ・適切な対応と迅速正確な連絡、通報

発見者

- 発生した事態や状況の把握
- 傷病者の症状の確認(意識・脈拍・呼吸・体温・出血など)
- 速やかに適切な救命手当てや応急手当
- 協力要請や指示
- 必要と判断したら速やかに110番、119番

近くの教職員 または 生徒

養護教諭

**校長
(教頭)**

教職員

急行

急行
救助補助・連絡など

学校医

教育委員会

通報

※校長不在の場合も想定

警察や救急車の出動要請

保護者

医療機関

事件・事故対策本部 (重大な事件・事故の場合)

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、
養護教諭、当該生徒担任など

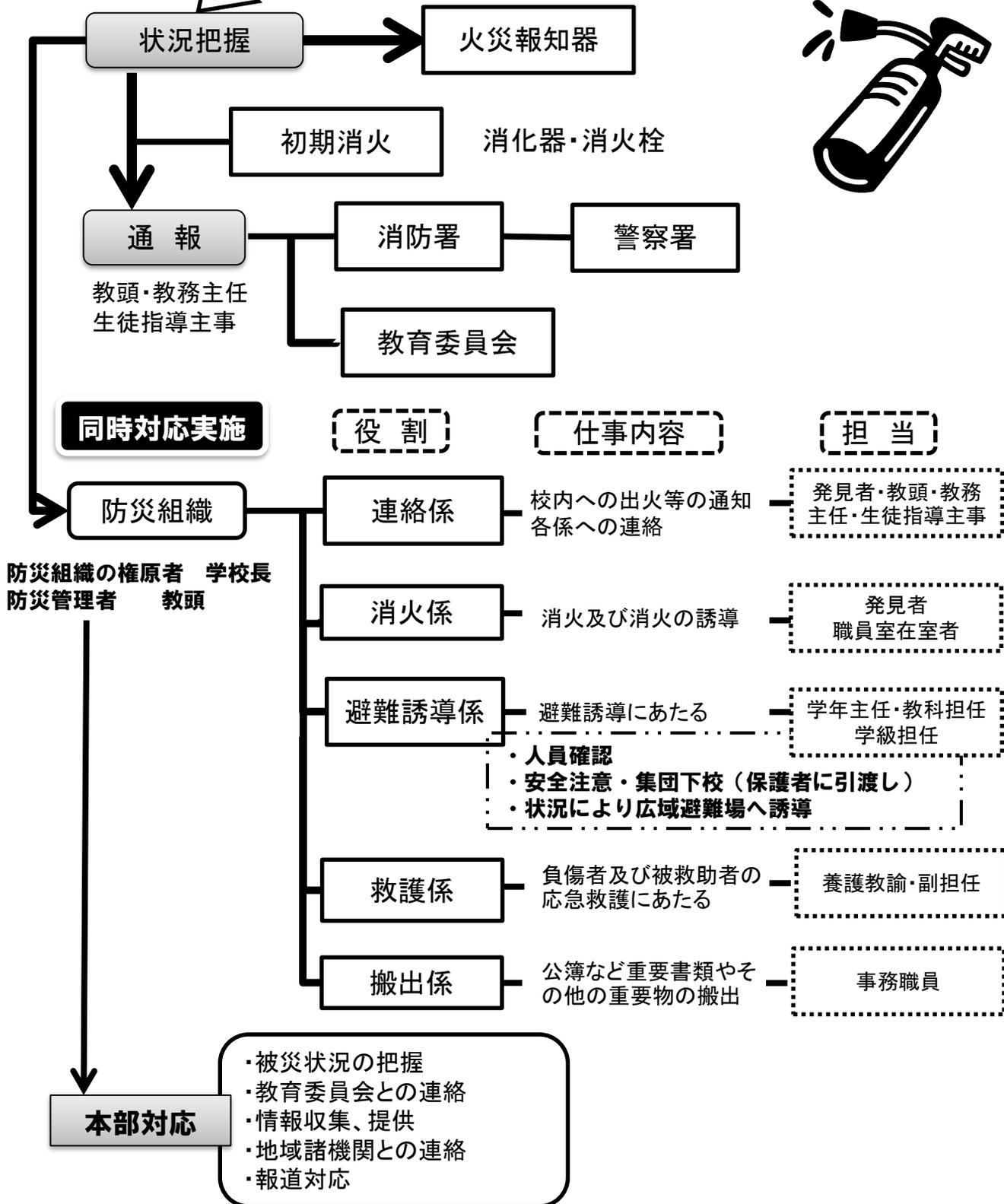
職員会議

学年会・生徒指導部会

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 保護者への連絡対応
迅速・誠意 | 5. 市教委への連絡
逐次速やかに |
| 2. 学校医への連絡
助言・協力要請など | 6. 警察への連絡対応
協力要請他 |
| 3. 教職員への対応
共通理解 | 7. 報道機関への対応
窓口の一本化 |
| 4. 生徒への指導など
冷静に対応 | 8. PTAへの対応
協力要請他 |

火災発生時のマニュアル

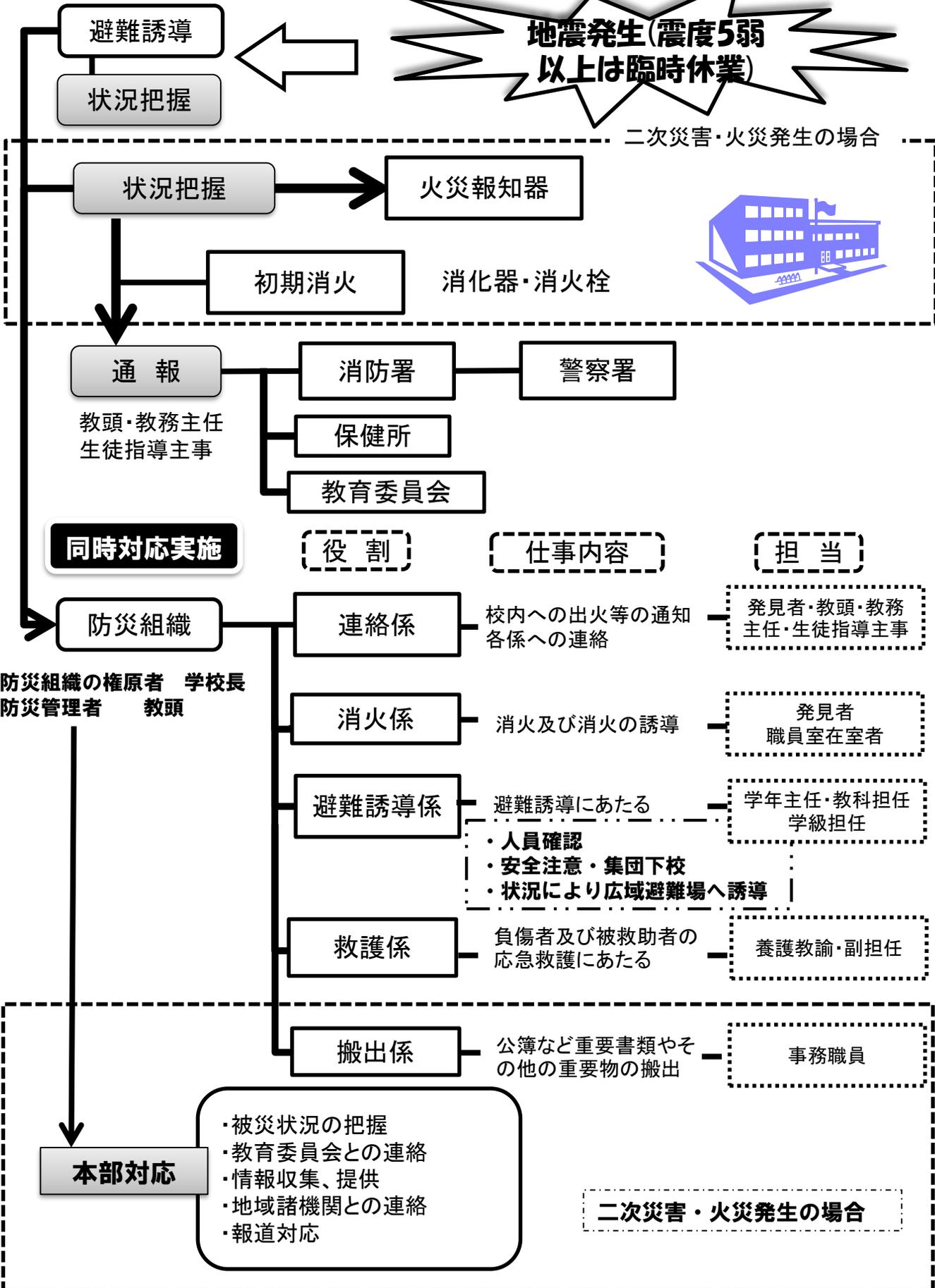
火災発生



地震発生時のマニュアル



二次災害・火災発生の場合



避難誘導

状況把握

状況把握

火災報知器

初期消火

消火器・消火栓

通報

教頭・教務主任
生徒指導主事

消防署

警察署

保健所

教育委員会

同時対応実施

役割

仕事内容

担当

防災組織

連絡係

校内への出火等の通知
各係への連絡

発見者・教頭・教務主任・生徒指導主事

消火係

消火及び消火の誘導

発見者
職員室在室者

避難誘導係

避難誘導にあたる
・人員確認
・安全注意・集団下校
・状況により広域避難場へ誘導

学年主任・教科担任
学級担任

救護係

負傷者及び被救助者の
応急救護にあたる

養護教諭・副担任

搬出係

公簿など重要書類やその
他の重要物の搬出

事務職員

本部対応

- ・被災状況の把握
- ・教育委員会との連絡
- ・情報収集、提供
- ・地域諸機関との連絡
- ・報道対応

二次災害・火災発生の場合

1、枚方市に特別警報が発表された場合

午前7時現在、枚方市もしくは東部大阪あるいは大阪府に「特別警報」が発表されている場合は臨時休業とします。

生徒が在校中に「特別警報」が発表された場合は、原則として学校に待機させます。

2、枚方市に、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれかが発表された場合

(1) 午前7時現在、いずれかの「警報」が発表されている場合は、自宅待機させて下さい。

(2) 午前9時現在、いずれかの「警報」が発表されている場合は、自宅待機させて下さい。

解除されている場合は、10時30分より3限目以降の授業を行います(※昼食・給食あり)。

(3) 午前10時現在、いずれかの「警報」が発表されている場合は、自宅待機させて下さい。

解除されている場合は、11時30分より4限目以降の授業を行います(※昼食・給食あり)。

(4) 正午現在で、いずれかの「警報」が発表されている場合は、臨時休業とします。

解除されている場合は、13時00分より5限目以降の授業を行います(※昼食・給食なし)。

(5) 生徒が在校中にいずれかの「警報」が発表された場合は以下の対応となります。

・原則、学校に待機します。

・学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できたら、複数生徒による下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校より、まなびポケット等でお知らせします。

枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合

登校前 臨時休業

※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。

※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする

登校中 生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難
揺れがおさまった後、原則として登校

在校時 地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難

⇒ 以降、臨時休業

生徒の確認・保護 ⇒ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡
保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）

下校中 生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難
揺れがおさまった後、原則として帰宅

不審者の侵入防止・侵入時の危機管理 マニュアル

1. 警察・教育委員会・近隣学校・保護者等からの不審者情報等がある時

- (1) 情報の確認と職員集会
- (2) 校内パトロール（2名1組で）を実施する
- (3) 緊急対策本部で対策を決定する

2. 見知らぬ来校者を見かけた時

見かけた教職員は、常に声をかける。「来校者名札」を着用しているかチェックする。

(1) 着用している場合

→ あいさつと声かけ

「どちらへご用ですか?」「場所はおわかりですか?」等

→ 挙動不審の場合には、職員室まで案内する。

「ご用件をお聞きしますのでこちらへお越してください。」等

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。

※対応に従わない場合、他の教職員に連絡。（大声等）

→ **【不審者等に係る危機管理マニュアル】**

(2) 着用していない場合

「恐れ入りますが、受付はお済みでしょうか?」と、声をかける。

→ 受付まで案内し、来校者名簿へ記入の上、「来校者名札」を着用してもらう。

→ 受付を拒否した場合には、職員室まで案内する。

「ご用件をお聞きしますのでこちらへお越してください。」等

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

→ **【不審者等に係る危機管理マニュアル】**

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。

※対応に従わない場合、他の教職員に連絡。（火災報知器、大声等）

3. 生徒から不審者の情報が入った時

→ 複数で現場に急行し、上記の対策を取る。

3. 職員室に案内した時

案内する途中で他の教職員へ連絡する。それができないときは、職員室に通してから連絡し複数教職員で対応する。

「本校へどのようなご用件で来られましたか?」と、用件を確認する。

(1) 理解いただき、用件のある場合

来校者名簿へ記入の上、「来校者名札」を着用してもらい、用事のある場所まで案内する。

(2) 理解いただけない場合・用件のない場合

退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。

4. 退去を求めた場合

(1) 退去した場合

退去を確認し、再度侵入しないよう監視する。

○必要に応じて関係諸機関へ連絡する

- ・教育委員会児童生徒支援室(050-7105-8047)
- ・交野警察(891-1234)
- ・氷室小学校(050-7102-9060)
- ・菅原東小学校(050-7102-9144)
- ・藤阪小学校(050-7102-9156)
- ・PTA生活指導委員会

(2) 退去を拒否した場合

危害を加える恐れがないかを判断する。

→ 恐れがあると判断する場合【危機管理マニュアル】

→ 恐れがないと判断する場合

※再度退去するよう説得する。関係諸機関に連絡する。

不審者等に係わる危機管理マニュアル

1. 生徒や教職員に危害が及ぶ危険性がある又は高い場合（レベルA）

挙動不審の場合は複数で対応する。

→緊急放送「**緊急放送です。校長先生、〇〇（不審者の現在位置）まで来てください。**」

（3回繰り返す）

※教職員は、不審者が校内に入り込み、生徒や教職員に危害が及ぶ危険性があることを全員に知らせる。（原則として、状況が判明するまで、教室等で待機）

○本部は必要に応じて関係諸機関へ連絡する

- ・教育委員会児童生徒支援室(050-7105-8047)
- ・交野警察(891-1234)
- ・氷室小学校(050-7102-9060)
- ・菅原東小学校(050-7102-9144)
- ・藤阪小学校(050-7102-9156)
- ・PTA生活指導委員会

→生徒の安全確保

安全・救護班は当該学年の生徒の所に行き、生徒に対して指示・誘導を行う。

侵入者対応班は侵入者のいる場所にできるだけ早く行き、侵入者の対応に当たる。

→侵入者の確保

侵入者対応班は侵入者を拘束又は校外に追い出し、安全を確保する。

→生徒を安全な場所へ

教室で待機、放送等の指示を待つ。

→緊急放送

「**緊急放送です。校長先生は、〇〇にいました。（不審者の現在位置）生徒の皆さんは
◇◇階段や◇◇渡り廊下を利用してグラウンド（体育館）へ避難して下さい。**」

（3回繰り返す）

誘導経路は侵入者の拘束位置を確認し、その場からできるだけ遠い階段、廊下を利用する。

※生徒を点呼し全員の安全を確認する。

2. 生徒や教職員に危害が及んだ場合（レベルB 緊急事態発生）

○ 対応者

- ・ 笛を吹く、大声を出す、火災報知器を鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる。
- ・ 近くに生徒がいる場合はすぐ逃げるように指示。生徒と侵入者の間に入り、侵入者を生徒に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして生徒を侵入者から遠ざけるようにするなど、生徒の安全を図る。
- ・ 侵入者に注意しつつ負傷した生徒等の状況確認、応急手当を行う（救命を最優先）。
- ・ 被害が拡大しないようできるだけ時間をかせぐ（約10分間）。
- ・ 駆けつけた教職員に、落ち着いて、状況を報告する。

○ 本部

- ・ 校長：直ちに「110番」、「119番」通報を指示。避難等の判断・決定・指示。
 - ・ 教頭：教育委員会へ連絡。支援と近隣学校園への連絡を要請。
- 緊急放送「緊急放送です。緊急事態発生。レベルBです。生徒の皆さんは〇〇（不審者の現在位置）から離れて教室、グラウンド、体育館に入りなさい。」（3回繰り返す）

（その時の状況判断で変わる）

※教職員は、不審者が校内に入り込み、生徒や教職員に危害が及んでいる状態であることを全員に知らせる。（指示のない場合、原則として状況が判明するまで、教室等で待機）

○ 侵入者対応

- ・ 現場へ急行する。（防御に利用できる用具〔サスマタ・木の棒等〕を持参する→校長室・職員室にサスマタ・木の棒を設置）警察が到着するまで、被害が拡大しないよう、時間をかせぐ（約10分間）。侵入者が逃げた場合は、追跡する。（校外に逃亡した場合は追わず、再侵入を阻止する）
- ・ 校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた生徒や負傷者の有無を確認し、生徒の安全を確保する。

→生徒を安全な場所へ

- ・ 生徒を一つの安全場所（グラウンド、体育館）へ避難させる。
- ・ 生徒を点呼し、全員の安否を確認する。確認後、本部へ連絡。

3. 注意として

- (1) 侵入者があった場合で、緊急に避難させる必要があるかどうか分からない場合（近くに侵入者等がおらず、状況が不明の時）は、原則として状況が判明するまで、生徒を教室等で待機させ、教職員が保護する。その後、放送の指示等により避難する。
- (2) 教職員が生徒の近くにおり、生徒に指示できる場合は次のようにする。
 - A 生徒を教室に待機させる場合
 - 教室の窓、扉を閉める。生徒の人数確認後は施錠する。
 - 教室内では生徒を出入り口から遠ざけておく。
 - 教職員は防御できるような道具（イス等）を持ち、侵入に備える。
 - 放送の指示があれば、指示に従い避難する。
 - 避難場所は、次のいずれかの指示がある。
 - * 体育館（原則）
 - * 運動場
 - B 生徒を緊急に避難させる場合（近くに侵入者がおり、緊急に生徒の安全を確保するとき）
 - 侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、児童を避難させる。
 - 侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防御できるような物を用いたりして、生徒が避難できるよう時間を稼ぐ。
 - 避難する際、隣接する教室等にも大声で危険を知らせ、避難を促す。
- (3) 休憩時間等で教職員が生徒の近くにいない場合について、生徒に日頃から次のように指示しておく。
 - 来校者名札をしていなかったり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から遠くへ離れなさい。
 - できれば、先生のいそうな場所（職員室等）に逃げ、先生に知らせなさい。
 - もし、「教室に入りなさい」という放送があった場合は、すぐに教室に入ること。ただし自分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいるなどの場合は、すぐに先生のいそうなところに逃げること。
- (4) 教師として
 - 生徒の安全確保を最優先に考えて冷静に行動する。
 - 本校職員であることが誰にでもわかるように、校内では名札を付ける。
 - 生徒だけを残す状況をつくらない。
- (5) 侵入者に対して
 - 侵入者と一定の距離を置き、複数で対応する。
 - 侵入者が、危害を加えようとした場合、椅子、机、ほうき等で防御する。（校長室・職員室にサスマタ・木の棒を設置）警察が到着するまで、時間をかせぐ（約10分間）。
- (6) 生徒に対して
 - 侵入者に近付かない。侵入者から逃げる。
 - 侵入者が、危害を加えようとした場合、椅子、机、ほうき等で防御する。

不審者侵入時の役割分担

役割	分担	発生時・直後の対応
本部	◎校長 教頭 首席 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 保健主事 事務主担	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況把握、統括及び指揮 ・警察(110番)、消防(119番)への通報 ・校内緊急放送 ・生徒への指示の決定 ・教育委員会への連絡及び支援要請 ・近隣学校園への連絡 ・保護者(PTA本部役員等)への連絡 ・通信方法の確保(電話・FAX・E-mail等) ・報道機関の対応 ・当日の下校方法の決定 ・今後の登下校方法・授業についての決定 ・保護者説明会の準備と開催 ・保護者あて連絡文の発行 ・記録
安全・救護	◎各学年主任 各学年担任	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・経路の設定 ・生徒の誘導 ・生徒の点呼 ・生徒の状況把握 ・必要に応じ救護班の応援をする。 ・心のケア着手 ・記録
	◎保健主事 各学年副担任 事務 技術員	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の確認、全容把握 ・負傷者の応急手当 ・負傷者の搬出 ・救急車同乗及び搬送先からの連絡 ・負傷者搬送先の確認 ・負傷生徒の保護者への連絡 ・学校医への連絡
侵入者対応	◎生徒指導主事 生徒指導担当	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入者対応 ・侵入者隔離 ・校内巡視 ・事件の情報収集、把握、整理 ・学校の安全状況の把握 ・地域の安全状況の把握

児童虐待（疑い）時のマニュアル

児童虐待（疑い）

早期発見

- ※**学校生活**
集団からの孤立、接触を避ける
情緒の不安定、虚言など
- ※**健康観察**
連絡のない欠席、乏しい表情
外傷・打撲・火傷など
出血斑の痕跡、発達・発育遅れ
身体・衣服の汚れ
- ※**家庭生活**
子への関心が希薄
子供を受容できない、食事を与えない

総合的に判断する

早期対応

- ※ 生徒の言動や外相、部位などの詳細な記録
- ※ 組織的な対応の周知徹底

虐待対応担当者

校長・管理職

虐待対応委員会

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年生指

関係機関への通告（相談）



生徒の心のケア

保護者への援助

スクールカウンセラー

対応の方向性

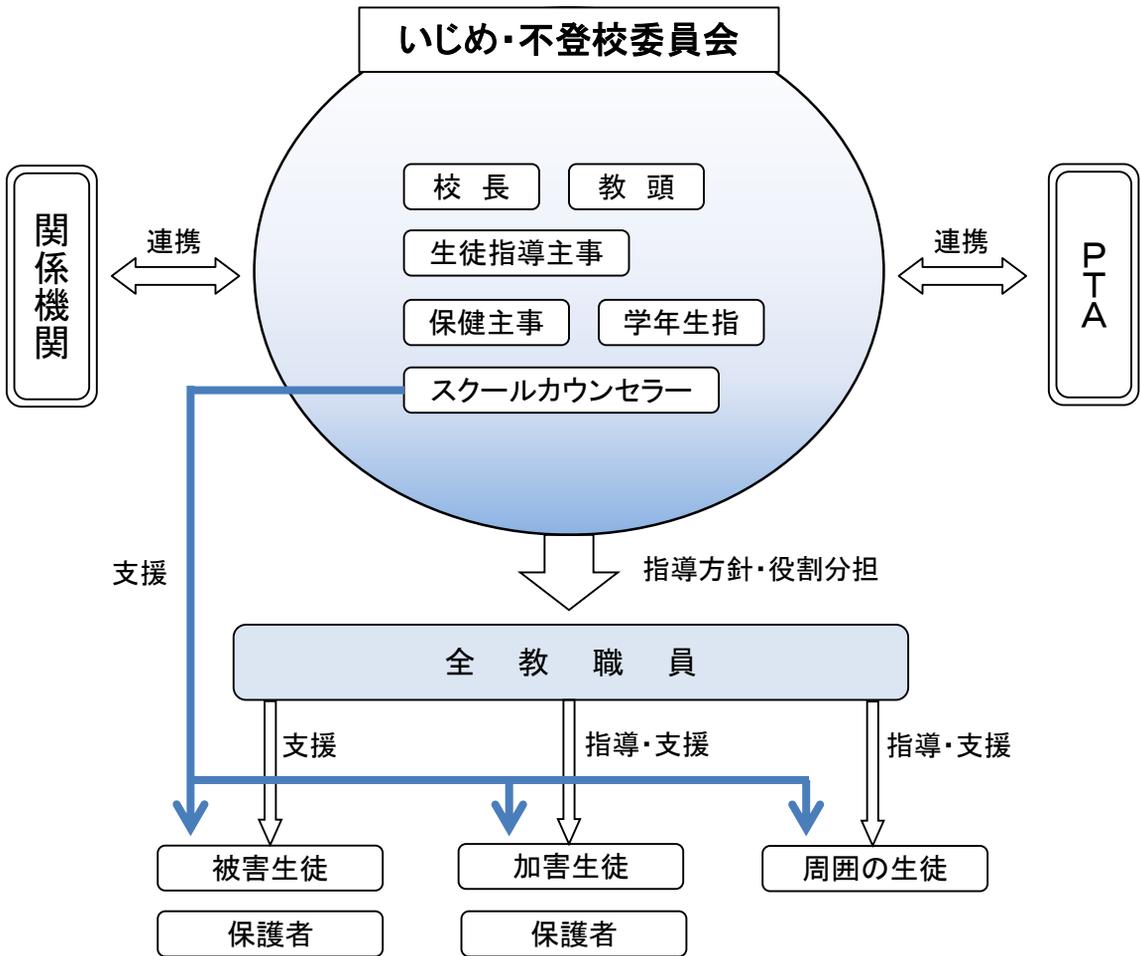
- 早期発見・早期対応の可能な校内体制づくり
- 組織的対応と職員への周知
- 中央子ども家庭センター・子ども総合相談センターとの組織的連携対応
- 長期的に対応するための校内の組織的なバックアップ
- 学校にできること、関係機関に依頼することを絶えず考え、密な連絡

いじめ防止マニュアル

	1 年	2 年	3 年	教職員・PTA等
4月	いじめ防止推進授業	いじめ防止推進授業	いじめ防止推進授業	
	第1回「いじめ防止推進ポスターコンクール」			
5月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	アンケート分析 「いじめ防止基本方針」見直し
6月	教育相談	教育相談	教育相談	
7月				1学期状況総括 教員研修会
8月				
9月	いじめ防止推進授業	いじめ防止推進授業	いじめ防止推進授業	
10月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	アンケート分析
11月	教育相談	教育相談	教育相談	
12月				2学期状況総括
	第2回「いじめ防止推進ポスターコンクール」			
1月	いじめ防止推進授業 いじめアンケート	いじめ防止推進授業 いじめアンケート	いじめ防止推進授業 いじめアンケート	アンケート分析
2月	教育相談	教育相談	教育相談	
3月				3学期状況総括

※ いじめ防止基本方針に対する生徒の意見は適宜反映させていく。

いじめ未然防止のための学校体制



集団感染症の疑い時のマニュアル

